

# 平塚競輪場開催時撮影要領

運用 平成30年10月1日

平塚競輪場における、お客様のカメラ・ビデオ撮影について下記要領により実施します。

- 1 撮影許可日 本場開催日及び場外発売日
- 2 撮影場所 平塚競輪場内  
ただし、競輪開催日はゴール線真横やフェンスに登っての撮影など、競輪競走に支障が出る場所での撮影は禁止します。
- 3 用途 写真・映像の用途は個人で楽しむ範囲に限ります。
- 4 禁止事項
  - (1) 他のお客様に対してカメラを向ける等の迷惑行為
  - (2) フラッシュ、ライトを用いての撮影
  - (3) 三脚、一脚、脚立、棒状の撮影器具（自撮り棒等）の使用及び場所取り行為
  - (4) 販売、営利目的での撮影
  - (5) ドローン等、遠隔操作や自動操縦を用いての撮影
  - (6) 悪意のある、または社会通念上好ましくない写真及び映像の各種メディア・web等への投稿・公開
  - (7) その他、競輪開催に支障を来す撮影

上記の要領を遵守いただけないお客様に対しては、撮影フィルムの没収または画像の消去の上、平塚競輪場から退場していただきます。

なお、フラッシュやライトにより競走を妨害する行為があった場合、自転車競技法第64条「偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。」により罰せられる恐れがあります。

平塚競輪場開催執務委員長